

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（４８７））
2. 日時：平成２９年１１月１５日 １０時００分～１１時４５分
3. 場所：原子力規制庁 ９階Ｂ会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理管補佐、田尻安全審査官、穂藤保安規定係長

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他６名

5. 要旨

（１）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち重大事故等対処設備（フィルタベント関連等）設置に伴う廃棄物処理棟内の廃棄物処理設備の撤去について、本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 申請書において、廃棄物を「保管する」と「保管管理する」と記載分けをしている意図を整理して提示すること。
- 当該設備についての設置許可基準規則等の該当箇所を整理して提示すること。
- 床ドレン処理系において、当該設備の撤去後、床ドレン収集タンクから床ドレンサンプルタンクへろ過装置を通過しないラインが残るため、床ドレンサンプルタンクの位置付け等について整理して提示すること。
- 液体廃棄物及び固体廃棄物（焼却処分量を含む）の廃棄設備について、それぞれの設備毎に今後の廃棄物発生量及び当該設備撤去後の能力に問題のないことを整理して提示すること。
- 当該設備撤去に伴って発生する廃棄物が、固体廃棄物貯蔵庫において占める量を提示すること。
- 東海発電所と東海第二発電所が、共用している設備を整理して提示すること。

（２）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 休止状態の設備の撤去が廃棄物処理に影響を及ぼさないことの説明について